

金田町人の動き

S、46年8月31日現在
世帯数 2,190±0
人口 8,875+31
男 4,308
女 4,567
出生 546
死亡 218

かなだ

第114号

金 田 町 報

発行所 金田町中央公民館

編集兼発行人 清水 義雄

印刷所 九州機関紙印刷所

電 話 093 4461

長寿を祝う金田町敬老会

中央公民館

ました。

引つづき、町長、議長、教育長、長寿会長、婦人会長、老人会の、玄人はだしの、舞

農地法改正の概要(2)

農業委員会

前回において農地法第三

条の改正点において述べ、

(農地法第五條)

今回四條について掲載の予定でありましたが、字句の改正程度で内容においては、牧地以外のものにするため、これらの土地について、第三條第一項に掲げる権利を設定しまたは移転す

る場合には、県知事の許可を受けなければならない。すなわち、第三者より所有権の移転を行ないその土地を転用する場合の法文である。

の許可を要することになった。今回の改正において、農林大臣の許可対象は農地に限られていたが、二ヘクタールをこえる農地とあわせて転用する採草放牧地についても、農林大臣の許可を要することになった。以上

次回には農地法第六條の改正点を掲載の予定。

『寝たきり老人に朗報』

～年金だより～

福祉係

※六十五才から老令福祉年金が支給されます。

★老令福祉年金は、明治四十四年四月一日以前に生れた人に対し、七十才に達したとき、支給されることが国民年金法で定められている。二級程度の障害に該当している場合は、六十五才から老令福祉年金が支給されることになりました。本年十一月から実施されますの

原則とされています。本年三月の第六十五国会に提出された、「国民年金法の一部を改正する法律」が三月三十日公布されましたが

十一月から実施されますの

で該当する方は金田町役場年金係でよくおたずねのうえ早目に請求手続をして下さい。

★支給の対象者

年令	条 件
65才以上	すでに老病が固定
70才以上	の表に該当する程度
未満の	度以上の廃疾状態にあること

★二級障害の程度とは

◎両眼の視力の和が0.08以下(物の輪郭がどうにか分る程度)

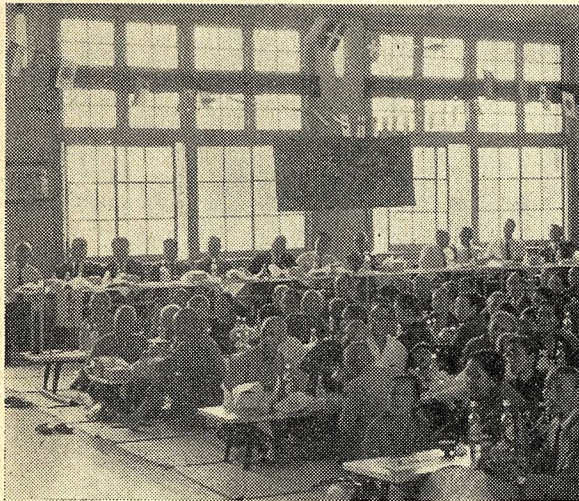
◎耳もとで大声で話すと、

かすかに聞きとれる程度。◎声がほとんど出せないため、自分の意志を伝えるのに身ぶりや書くことを要するとき。

◎片腕や片足が完全マヒなどにほとんど使えないとき。

◎両手の親指とひとさし指を切り落しているとき。

◎他人の助けを借りる必要はないが、日常生活がきわめて困難な状態にあるとき。



暑さの続いた今年の夏も終り、漸く朝夕涼しさを肌で感ずる九月に入って、生憎天候不順、十五日の敬老の日のお天気が気遣はれましたが、天も老人の日を祝してか、幸にも、当日は秋晴のよい天気のもとに式典を行うことが出来ました。

永年社会のため、家庭のため、尽してこられた、本町在住の七十才以上の方、四百二名を金田小学校の会場にお招きしましたが、そのうち三百五名の何れも壮

者の姿を凌ぐお元気な方々のご出席をいただきました。式典に先立ち、会場受付において満七十五才以上の方に対し、本町敬老年金と別に満八十才以上の方には県知事よりの記念品がおくられました。

午前十時、式典開始、国歌斉唱、老人名読上げとつづき、この一年間に亡くなった方々の御冥福を祈って黙禱を捧げ、次いで八十才以上の九名の方に知事町長より記念品をさしあげ

の心のこもった祝辞があり、老人代表の謝辞を以て一応式典を終り祝宴にうつりました。お弁当を開き、杯をかわし、サイダーに喉をうるおし、和やかに会食しながら昔話に花をさかせ、更に婦人会の、玄人はだしの、舞踊の熱演に拍手の雨を降らせ、南木の郷土芸能の獅子舞に若かりし頃を思い浮かべて、楽しいひとときを過ごしていただきました。終に近づくにつれ興にのつてか老人の飛入も出る程の盛会でした。

お年寄の皆様、来年の敬老会にもどうぞ、お元気なお姿を会場にお見せ下さるようお祈り致します。

なお 公民館より 来賓の皆様方に厚くお礼を申し上げます。

部落の歴史

(4)

中央公民館

三、下克上の世の中
こうした散所の民とか、河原者というのは、自分の努力次第で抜け出し、賤民でない上の地位に上ることが出来た。皆さんのよく御存じの豊臣秀吉がそうです。彼は水呑百姓の子であつたし、そのほか加藤清正は鍛冶屋のせがれ、福島正則は桶屋の息子、蜂須賀小六は野武士の大将であつて、ことに小六の子孫は明治になって侯爵になつています。このように徳川以前は一応の身分制度はあつても、徳川時代のように、終生ではなかつたのであります。

生活時間のもち方

中央公民館

(9)

四 封建体制確立の中で
「えた」「非人」のはじまり
徳川家康が天下をとると、徳川の安泰を確立するために、身分制度をきびしくして、当時の人口三千万を、士・農・工・商「えた」「非人」の、わくの中に位置づけて、動かしがたいものにしてしまひました。武士に禄を与え、生活を保証し、身分を保つため、

と苦しい者がいるではないか、お前たちは彼らに比べたら、うんと偉いんだぞ」という差別思想を、政治的に上から下へおろしていつた訳です。
奈良本辰也氏によると「えた」という言葉や法令は、元禄時代になつてはじめて発見できるとされてい

ます。それまで三十石から、六十石程度の生活を保証されていた皮革業者(主として武具製造にあたる)が、法令によつて「えた」の身分に組入れられたといひます。いわゆる部落問題の発生は、遠い昔のことではなく、三百年前の元禄の頃だつたのです。
この頃は、上は將軍から諸大名に至るまで、泰平に馴れ、せいたくな生活をす

つてしまつてゐることで、自分の計画もなにもあつたものではありません。一時間はあくまでも一時間です。けれども、一時間という同じながさの時間も、使い方によつて、その値打ちには大きな差が生じます。できるだけ値打ちがあるように、時間を上手に使うこと、それが生活時間を生かすことです。ところで一口に値打ちのあるように――といひましても、その簡単にいえることではありません。値打ちが、その人の生活の中できまることがだからです。ただ強いていへば、生活に少しでもプラスすることでしょう。

生活はわたしたち自身のできません。たとえそうでも、一人々々の生活時間のもち方がもつた、社会的な集団の時間もくみ立てられなければならぬものであります。(おわり)

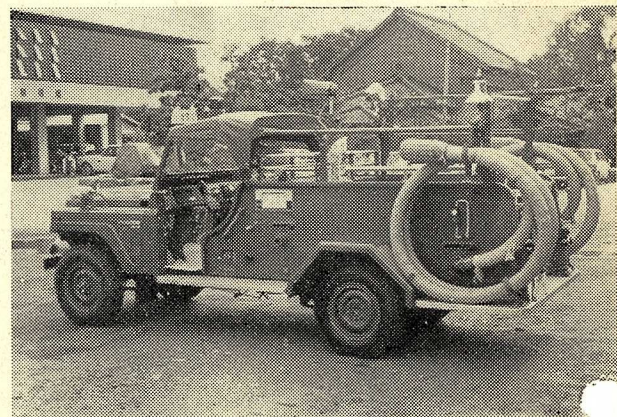
毎月一日は交通安全日です

消防だより

総務課

昭和四十六年度上期にため廃車し、九月十七日にジーブ式最新型森田ポンプは、消防委員及び消防団の熱意と町議会議員の御理解によつて次のとおり実施いたしました。

遊び、して利用することになつたので、児童の安全と一朝火災時に場所的に出動不便等を考慮し、移転することを、このほど(九月十日)県道赤池ノ糸田線沿いの神崎大橋と診療所前の橋の中間に、近隣にないデラックスな車庫が移転落成しました。



新鋭消防車の偉容

受験資格は学校教育法による高等学校を卒業した者、若しくは昭和四十七年三月三十一日までに卒業見込みの者で、農業に関する学科を修得した者、または修得する見込みの者で志操堅固で身体強健な者。前記該当者で昭和二十五年四月一日以降に生れた者となつてゐます。募集人員は三〇名、修業年限は二カ年、試験は国語、数学、社会、理科(生物)、口頭試験、身体検査となつてゐます。試験期日は四十六年十一月十一日より十三日、合格発表は十一月十七日となつてゐます。願書受付は十月十一日から十月三十日までで受験申込用紙は福岡県筑紫郡筑紫野町大字上古賀二

昭和47年度福岡県立農業講習所講習生募集

勸業係

こんなとき

生活相談員に

御相談を

勸業係

日本経済は最近の十数年の間に、驚異的ともいわれる高度の成長を遂げました。

国民の生活は大きく向上し、消費水準も著しく高まりました。内容的にも多種多様な新しい商品やサービスが生み出され、質的にも量的にも豊富になつた昨今であります。しかしな

がら、この反面消費者にとつて各種の弊害が生じていることは見落せない実状であります。

地域における相談、苦情の受付、市町村への連絡等をお願いしています。

人見 電話 金田局②
○四七二番(よびだし柴田鉄男氏宅)
金田町人見婦人会支部長 村端登喜子

苦情(相談)の内容
および処理の事例
苦情「カビが生えていた食パン」
食パンを買つて翌朝食べようとしたら、カビが生えていたので驚いた。早速販売店にこの旨を申し出たところ、すぐ取りかえてくれた。しかし、こんなことがないよう商品の管理をしてほしい。製造年月日は入れられないのか。

食品衛生法によれば、一般のパンの包装について表示することは定められていないが、包装された調理パンについては、製造加工年月日、製造者名、同所在地などを記入することになつてゐる。

県パン組合に問合せましたところ「現在では調理パンについての表示は

田植労賃と機械植えの収益性は

勤 業 係

ため共同導入なども一考であらう。

田植期における労働力不足と賃金の高騰は、農村の切実な問題として対応策が考えられて来た。昨年に続いて今年も田植機が普及されてきたのはそのあらわれであらう。

田植賃金は図(一)の通り三十九年から四十二年までは年率二〇%以上の大幅な伸びであった。最近はその勢もいくらか弱まり、本年は前年の上昇率をやや上廻る十一・三%の上昇率を示した。この伸び率は他産業の臨時雇賃金とはほぼ同一であるが、賃金額は表(二)に示すように田植賃金ははるかに高い。田植賃金の県平均は二千五百円で男と女の差は殆んどない。田植雇用はこの支払賃金のおかげにまかない食事が一般的習慣で、車での送り迎え、手土産など、労働力確保のため支払賃金はかなり高いものとなっている。農村及び他産業の雇用労賃は、ともに地域別にその格差がみられ、就労機会に恵まれた都市近郊が高く、農山村は必然的に安くなっている。

労賃の高騰と労働力不足

の代替として登場した田植機についてみると、県内の普及は約八千台とみられ(金田町十六台)生産調整の減反と併せて労働力不足も、ある程度緩和されたようである。

田植機の効率を植付けだけについてみると、十アール当り所要時間は、手植の十一・十三・五時間に対して、田植機は一・一・五時間ですみ、約十倍の能率である。

田植機による生産費及び収益性を、四十四年度産米の生産費調査結果から経営階層別に試算比較してみると、一ヘクタール以上では田植機の減価償却費は約二千円の増に対して労働費の節減分が四千円で手植作業に比べ生産費は安くなる。また一日当り家族労働報酬でも機械植えの方が五百円程度高くなる。このように田植機の普及は労働力不足を解消するばかりでなく、コンバインの導入と相まって今後の稲作経営に画期的な影響を与えるであらう。

またこれら農機具の導入に当たっては過剰投資をさける

表三 手植え・動力作業による生産費の比較 10a当たり

一福岡県平均一(44年産米調査)

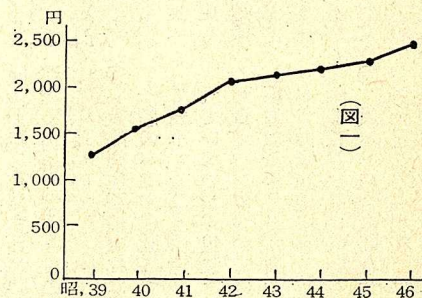
単位:円

項 目	1.0~1.5 na		1.5~2.0		2.0~3.0 na	
	手 植 え	機 械 植 え	手 植 え	機 械 植 え	手 植 え	機 械 植 え
農 具 費	9,717	12,364	7,428	9,383	8,483	9,810
勞 働 費	22,725	18,103	19,375	15,498	17,487	13,890
うち 家族 労働 費	18,266	17,189	15,940	14,918	13,403	13,073
生 産 費	51,959	50,058	43,283	41,419	42,748	40,518
1日当たり家族労働報酬	3,174	3,522	4,116	4,382	5,079	5,810

表二 田植え労賃と他産業労賃(1日あたり)

地 域	田 植 え			建設業(土工)			製 造 業		
	昭・46	45	46÷45	46	45	46÷45	46	45	46÷45
福 岡	円 2,630	円 2,320	113.4	円 1,600	円 1,400	111.3	円 1,250	円 1,080	115.7
北九州・豊前	2,220	1,910	116.2	1,660	1,480	112.2	1,430	1,250	114.4
筑 豊	2,540	2,200	115.5	1,550	1,250	124.0	1,280	1,180	108.5
筑 後	2,525	2,320	108.8	1,460	1,330	109.8	1,120	1,010	110.9
県 平 均	2,490	2,240	111.2	1,550	1,350	114.8	1,250	1,120	111.6

田植え賃金の動き(福岡県平均)
(1日、1人あたり)



標準小作料

農 業 委 員 会

従来の小作料については農業委員会が小作農の経営を安定させることを旨とし省令で定める基準に基づき都道府県知事の認可を受けて農地等級ごとに小作料の最高額を定めてまいりましたが、今回の改正により、小作料の最高額が撤廃された。

以上のように小作料の最高額が撤廃されたが、農業経営の安定を図ることが農地法の主旨である以上これにかわり、農業委員会事業として、標準小作料設定協議会を設け、各市町村において小作料を定めなければならないとなりました。

事業内容
一、標準小作料設定協議会を置き、協議会において小作料を定め農業委員会において決議する。

構成人員
地主側 五名
小作人側 五名
学識経験者 五名以内
(農業委員は介入しない)

イ、区分の設定(たとえば平坦地と山間部とに分ける)

ロ、標準小作料の算定基礎の作成(粗収入の二五%をこえない範囲内で定める)

この標準額を「めやす」として各人において小作契約を行なうわけであるが、契約の条件にかかわらず、当事者は将来に向けて小作料の増減の請求をすることができることとなった。

また、農業委員会は、小作料の標準額を定めた場合において、契約で定める小作料の額が標準額に比較して著しく高額であると認めるときは、当事者に対しその小作料(粗収入の三〇%をこえる場合)を減額すべき旨を勧告することができる。

以上のように小作料を設定するに当たり、各農家に役場職員が聞き調査に御伺い致しますので、御協力方お願い致します。 以上

祝日には

国旗を

あげましょう